日調連発第１７４号
平成２２年８月２６日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

職務上請求による不正取得者の氏名等の告知について（参考送付）

この度、京都府宮津市長から、職務上請求書により不正に取得された戸籍等の被害者に対し、不正取得者の名前等を告知する旨の連絡が別添（平成 22 年 8 月 19 日付け宮市民第 281 号）のとおりありましたので、参考送付いたします。

宮市民第２８１号
平成２２年８月１９日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　松岡　直武　様

京都府宮津市長　井上　正嗣

職務上請求による不正取得者の氏名等の告知について

平素は、本市の戸籍事務及び住民基本台帳事務の適正な運営に御協力をいただきありがとうございます。

宮津市では、差別のない明るい社会を目指し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るため、人権教育の推進や啓発に取組んでいます。

しかし、誠に遺憾なことですが、平成１９年には三重県の行政書士が、翌平成２０年には神戸の司法書士が職務上請求用紙を使い、戸籍謄本等を不正取得し、それぞれ過料処分が下されています。

戸籍謄本や住民票の写し等は、個人情報保護の面からも厳正に取り扱わなければならないものであります。本市といたしましては、「職務上請求用紙」が本来の目的外に使用されることにつきましては、基本的人権の擁護の観点から極めて重大な問題であると認識しております。

本市では、平成２２年４月より、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本や住民票を不正に取得した場合は、その事実と不正取得者の氏名等を不正に取得された戸籍謄本等の被害者に対し告知することといたしました。

つきましては、趣旨を御理解の上、会員の皆様方にお知らせいただき、職務上請求を適正に取り扱っていただきますようお願い申し上げます。

担当
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の１
宮津市役所　市民室
（電話　０７７２－２２－２１２１）
市民窓口係　大島　（内線２７１）
人権啓発係　荒木　（内線３５１）